

会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人九州半導体・デジタルイノベーション協議会（以下、この法人という）定款第9条に基づきこの法人の会費について定めることを目的とする。

(会費)

第2条 この法人の会費は年会費とし、1口あたりの金額は会員種別ごとに次のとおり定める。

- (1) 正会員 60,000円（1口）
※但し、教育機関の場合は、10,000円（1口）とする。
- (2) 個人会員 6,000円（1口）
- (3) 賛助会員 60,000円（1口）
- (4) 特別会員 無料

2 正会員、個人会員及び賛助会員の年会費必要口数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 正会員
 - ①企業（法人単位とし、資本金の金額により区分）

1億円以下	1口（60,000円）以上
1億円超～3億円以下	2口（120,000円）以上
3億円超～10億円以下	3口（180,000円）以上
10億円超～50億円以下	4口（240,000円）以上
50億円超	5口（300,000円）以上
 - ②個人事業者等 1口（60,000円）以上
 - ③大学・高専等 1口（10,000円）以上
 - ④自治体

都道府県及び政令市	2口（120,000円）以上
市町村	1口（60,000円）以上
 - ⑤支援機関等 1口（60,000円）以上
独立行政法人、公益法人、会議所、団体等
- (2) 個人会員 1口（6,000円）以上
- (3) 賛助会員
 - ①製造業

事業所の従業員が300人以下	1口（60,000円）以上
事業所の従業員が300人超	2口（120,000円）以上
 - ②卸売業

事業所の従業員が100人以下	1口（60,000円）以上
事業所の従業員が100人超	2口（120,000円）以上
 - ③サービス業

事業所の従業員が100人以下	1口（60,000円）以上
事業所の従業員が100人超	2口（120,000円）以上

(納入)

第3条 会員は、請求書受領後1ヶ月以内に当該会計年度分の会費を納入しなければならない。

2 入会を希望する者は、会長が入会を承認した旨の通知を受領したときは、1ヶ月以内に、

当該会計年度の会費について月割計算した金額を納入しなければならない。

- 3 会費は、原則として1回で納入するものとする。
- 4 会費の納入方法は口座振込みとし、振込み手数料は会員負担とする。

(退会に伴う会費等)

第4条 定款第13条の定めるところにより、退会者は既に納付した会費等の返還を請求することはできない。

(その他)

第5条 この規程の実施に関して必要な事項は、会長が別に定める。

[附 則]

- ・この規則は令和5年4月3日から実施する。
- ・令和5年2月1日制定